

P.J.トーマス『重商主義と東インド貿易』

馬場 宏 二

2007年5月8日～5月15日

これはヘンリーマーチン探索⁽¹⁾の中で見出した本⁽²⁾である。有用で面白いと思いつつながら、著者について全く判らない状態だったので、当面役立つ論点を摘み食いするに留めた。ところが今年に入って、友人のおかげで著者の概略が判つた。そこで改めて通読してみると、さうとう魅力的である。作業としては穴埋めに過ぎないが、それでも一文草しておくに値する。

ことは、Oxford D.N.B.のHenry Martynの項に、*Spectator*誌や*British Marchant*紙への寄稿が書かれているのに、主著の『東インド貿易の諸考察』が記されていないことに気づき、自分ではパソコンを持たないので、畏友三和良一（青山学院大学名誉教授）を煩わせて、この大人名辞典の編集部でメールで問い合わせた時に始まる。調査編集員Mark Curthoys氏は、日本の辞書編集者からでは考えられないほど迅速誠実に対応してくれた⁽³⁾が、そのやりとりの中で、当然P.J.Thomasの名が出て来た。ところがこのマーチン探索の先駆者は、彼の本にも彼を引用した文献の中にも、単にP.J.Thomasとあるだけで、人物どころか正式の氏名も判らない。実はODNBも彼を取り上げていないのである。

そもそもマーチン発掘自体が不思議な過程を辿っていた⁽⁴⁾。マカロックは、19世紀前半のうちに、無署名の『東インド貿易の諸考察』の著者はヘンリーマーチンだろうと示唆した⁽⁵⁾のだが、マルクスの不可解なマカロック嫌いも手伝ってこの説は無視され続け、20世紀に入って、マーチン説をかなりの証拠とともに提示したのが、わがトーマスの書だった。ところがこの書がまた、欧米ではヴァイナーやらシュムペーターやらの大物に無視され続け、半世紀以上経って後、著者名考証に専念したマクラウド⁽⁶⁾が、トーマスを継承する中でマーチン説の決定的な物証を提示したため、トーマスはここでいわば復活したのである。実は日本では戦前からトーマスは読まれており⁽⁷⁾、戦後のマーチン紹介のなかでは、久保

芳和氏⁽⁸⁾も小林昇氏⁽⁹⁾も、評価に差はあれ、当然のようにトーマスに言及していたのだが、それは国際的影響を持たなかった。

おそらく学界がかように無視し続けたことが、トーマスの人物像が明確にならず、人名辞典にも出てこない主因だったであろう。

I. P.J. トーマスの人物像

さて、三和良一のインターネット探索⁽¹⁰⁾によれば、トーマスは1895年生まれ、1965年逝去のインド人である。後にフルネームが、Parakunnel Joseph Thomasだと判ったが、この名まで表示されることはほとんどない。書誌的にはP.J.Thomasで通っている(p.-Paul-Thomasというインド人著者は別にいる)。

この人は1895年2月25日、インド、ケーララ州コッタヤム県のカトリック・センター、クラヴィランガドゥーで生まれた。彼がインド人であることが判ってから、大東文化大学で研究会仲間だった、井上貴子国際関係学部教授からもご助力を得たが、ケーララに古くからあるカトリックの家系であろうとのこと。ついでながらトーマスの姓も使徒トーマスに由来するのであろう。不思議なことに、井上氏の周辺や、旧知の大内穂日本福祉大学大学院教授周辺のインド研究者にもトーマスは知られておらず、全インド規模の人名辞典にもこの名はないそうである。

さて三和情報によれば、トーマスは1916年、セントジョセフカレッジを最優等の成績で卒業、一旦教職に就いた後、1920年、オクスフォード大学の名門ベイリオルカレッジの文学課程に入学許可されて渡英した。ここでの研究テーマは「キャラコ貿易とそのイギリス史に与えた影響」で、イギリスの手織工が、東インド会社が輸入したダッカのモスリンを燃やしたという行動を基盤としていた。これがキング出版社の手で本になった。即ち1926年刊の『重商主義と東インド貿易』である。同書は1963年にフランク・カス社が増刷している。

本稿の主題からすれば、著者の経歴はここまででも良い。20歳台半ばの著者の在外留学時の研究が、ロンドンでインド系学者のめぼしい作品を出版していた書肆の目に止まった。著者が如何に優れた学者として評価されていたかは、ここまでで十分に判る。

しかし、もう少しだけ続けよう。トーマスはなおオクスフォードの博士過程で研究を続

けた。その時の主題が「インド連邦財政」で、後に『インド財政の成長』という本⁽¹¹⁾になった。1924年には帰国し、セイロン大学の経済学教授になった。1927年、惜しまれながらマドラス大学に移り、ここでの調査を『南インドの一農村』⁽¹²⁾および『インド農業統計』の二著にした。

学問的成果が出たのはこの頃までのようである。この後彼は、経済会議に招かれたり、経済顧問に任ぜられたりしたが、世界大不況下のインド経済について、自らは都会生活が長かったにもかかわらず根っからのガンジー主義者として農村生活に共鳴し続け、その立場からさまざまな提案をしたようである。1942年にはインド政府財務省の経済顧問となり、1945年にはサンフランシスコの国連発会式に、三人のインド代表の一人、経済顧問として参加した。

これ以後の晩年には社会活動・文化活動・宗教活動が多くなり、筆者には理解し切れないうところが多々残る。また本稿の主題から離れるので、そう詳しく追う必要もない。ごく大まかに見ておく。

1948年には中央政府から身を引いて静謐な生活に入ろうとしたが、それでも多くのことに巻き込まれていた。トラヴァンコール・コーチンの禁酒会議や家内工業委員会の中心となり、緑の革命推進や鉄道延長を唱え、マール派トーマス教徒やケーララカトリック協会のために多くの文を書き、ケーララの古代文化や歴史にも関心を持ち、また、土地を寄付して自給自足的教区教会を作らせた。セントトーマスカレッジが設立されると、初代学長に任命されたが給与は受け取らなかった。質素な生活を続け、1965年7月26日に亡くなった。

ケーララでは聖人と崇められるほどでありながら、全インド的には人名辞典にも出ないのは、このように一旦有名になった後すぐ引いて、陰者のような生活を送ったせいかも知れない。

人物像としては、思想宗教や晩年の生活ぶりの方が重要かも知れない。しかし本稿の主題は彼が若い時代に書いたイギリス史の書物である。あらかじめそこに、この豊かな精神的晩年を予告するごとく並々でなく豊かな知的営為が示されていることに一言注意しておけば足りるであろう。

II. 概要

『重商主義と東インド貿易』は、本文七章165ページ、付論三点9ページだから、むしろ小冊である。ところがその中に、大量の知識が詰め込まれている。冒頭の資料一覧は、学士の学位論文として見ると大変なものである。

さて、序文に言う。本書の目的はイギリスにおける保護主義の端緒を描くことである。17世紀最終4半期にかけて、重商主義システムはますます保護主義的になった。それは当時の外国貿易に関する諸説に現れたが、保護主義と自由貿易の対立は、後に近代経済思想の先駆と見做されるに至る多くの筆者達からなる銀河によって明瞭に述べられていた。論争は保護主義の勝利に終わり、それは一世紀以上の間、イギリスの経済政策に定着した。この書では保護主義と自由貿易の激突はほんの少ししか扱っていないが、それが経済発展史に重要な位置を占めることは明らかである。そのことは重商主義一般と保護主義を識別することによってはっきりする。

イギリスの貿易諸支流のなかで、東インド貿易は、この保護主義論争にとって特別の重要性を持ち、それゆえ本書で重視される。しかし忘れてならないことは、論争がイギリスとインドの間で行なわれたのではなく、イギリス内部で、イギリス毛織物工業および絹工業と東インド会社およびイギリスキャラコ捺染業との間で行なわれたことである。従って主題は本質的にイギリス内部に関わり、インドはたまたま関わったに過ぎない。これは経済思想一般の、そして特にイギリス経済思想発展の一駒に他ならない。これが本書を貫く視角である。昨今のように各種の産業でさまざまな保護主義が復活する時代には、この主題は研究者にも政策担当者にも特別の関心を呼ぶであろう。「鍵鑰」産業の保全是、今やイギリスのような国においてさえ、国家政策の目的として正統性を持つと見做され、これに反対する者は少ない。その目的は初期の保護主義と本質的に同じである。関税政策を以て外国の不公正な競争から国家的産業を守ろうとする者、国家的産業を国内新興産業の競争からさえ守ろうとする者は、純粹の愛国者なのである。彼らはしばしば想像されるような財宝狂いや国威増大狂ではない。従って本書で詳しく扱われる初期の保護主義運動は、目下世界を覆っている経済問題に現実的な関わりを持つはずである。

以上序文を多分に逐語的に紹介した。この後で、本書の主要部分は1922年に出来ていた

と書いているから、若かりし著者がすでに、強い時代関心とともに成熟した歴史眼を持っていたことは明らかである。

Ⅲ. 各章の特徴

序文だけで全体の趣旨はそうとう良く判る。そこで以下、内容を満遍なく要約することは避け、各章ごとの主題と、それぞれが含む、特に興味深い論点を拾い出すことを以て紹介に代える。

1. 第一章、十七世紀の重商主義

この章の焦点は、序文にあった、重商主義は愛国主義だという主張である。いわく、エリザベス女王時代から国家的自尊の流れが生じ、名誉革命後には慣性となった。それを示す多くの文学作品が残されている。デフォも一例である。国家的統一は政治面だけでなく経済面でも生じた。集権化する権力による産業や商業への国家介入が、イギリスを富ませるべく行なわれた。これが重商主義である。重商主義は決して単一の原理によるものではなく、共通の目的、国力増進のための諸傾向の結合であり、その核は物的資源によって国家を強めること、つまり国家主義の経済的側面であった。

ここで筆者の連想を勝手に挿入する。『産業革命』⁽¹³⁾を読んだ時、著者マントウが、産業革命の動力としてイギリス経済の民間活力の強さを繰り返し強調していることが印象に残った。あれも大変な実証の産物だが著者はフランス人。頭の片隅で、フランス経済の国家主導性と発展力の弱さとを結びつけて考えていたのではなかろうか。トーマスの方は、国家的統合をなし得なかったゆえに小国イギリスの植民地とならざるを得なかった大国インドの出身である。経済学の歴史の中では、アダムスミス以来、重商主義は誤った政策として一括排斥されて来た。ところが第一次世界大戦後、保護貿易主義が経済的国家主義の名のもとに有力になって来た。この期に際会したトーマスは、重商主義の歴史的意義を改めて確認し得たのではないか

さて本章はこの後、1672年に貿易植民地委員会が出来、シャフツベリ伯爵が初代議長になるとともに友人のジョン・ロックが書記を勤めたとか、王は関税を税収のために重課しようとしたが議会は国内産業保護のために賦課しようとしたとか、東インド貿易は入超だ

ったために地金を持ち出すから国力を弱めると非難されたが、同じ東インド貿易でもVOCは極東の商権を握っていたためにオランダ本国から貴金属を持ち出さずに済んだとか、興味深い叙述が続く。

東インド会社は入超元凶視されたが、加入し難く独占性が強い点でも非難された。だがチャイルドやダヴィナントのように自由貿易論者でかつ東インド会社の独占を支持したのもいたと指摘する。これは独占と保護貿易を直結する常識的重商主義観を批判するために有用である。

第一章の終わりごろに、イギリスの対印貿易と対仏貿易の差が指摘されている。後者が専ら入超問題として禁止されたのに、前者は専ら産業保護、つまり国内雇用の問題として反対されたと言うのである。この点はどうだろうか？仮に17世紀中そうであったとしても、18世紀に入って、スペイン継承戦争後のユトレヒト講和条約締結に際しては、その通商条項はホイッグの猛反対によって批准を見送られた。その際の反対理由に国内雇用維持が強調されてはいなかったか⁽¹⁴⁾。

2. 第二章、イギリスにおけるインド産繊維製品の消費

この章は、17世紀半ばからイギリスのファッションが大変し、ルイ十四世時代のフランス宮廷風が、フランス追隨家チャールズ二世のイギリス宮廷を通して入ってきたという指摘から始まる。それによって高級なインド綿製品に対する需要が急増した。イギリスが東インド貿易を始めた17世紀初頭には、インドは世界に並ぶものなき綿工業センターであった。

続いてインド綿業について蘊蓄を傾ける。それは古代からのもので、エジプト、バビロニア、ペルシャ、ギリシャ、ローマ、その他の古代文明の人々に用いられていた。キリスト生誕のころにはギリシャ・ローマの商人がインドのモスリンmuslinsとチンツtintzesを運んでいた。中世にはアラブ商人が運び、日本、シナ、インドシナの人々も早くからこれを着ていた。インド綿製品の多くは、白地にせよ染色品にせよ、インド各地で通常着用されていたキャラコcalicoesだった。チンツと呼ばれる捺染キャラコは、優雅で美しいため、もっと高価だった。マスリパタムMasulipatam周辺の地方は、早くから、中世にマルコポーロが「マスリパタムは世界で一番繊細で美しい綿製品を生産している」と書いたように極

上品の生産を独占していた。最上の綿製品はモスリンであり、多くはベンガルから来ている。古代ローマのころでさえ、最上のモスリンを生産するガンジス下流の平原はガンジェチカと呼ばれて区別されていた。

トーマスの記すところでは、モスリンの名称はチグリス河畔のモスールに由来するが、総てのモスリンはインド産である。キャラコの名称は対欧輸出港カリカットに由来するが、カリカットがキャラコ生産センターになったことはない。因に、トーマスはマルコポーロがマスリパタムの地名を挙げているように述べているが、手持ちの『東方見聞録』にはその地名はない⁽¹⁵⁾。ただし、タイムズ社の*world Atlas*には、アンドラプラデシ州の東海岸にあるバンダールBandarという都市の別名がMasulipatam (masulipatnumか?)だとされている。

トーマスはさらに挿話を付け加えている。インドのモスリンは大変透明だった。アウラングゼブ皇帝が、お姫様が着物を透かして肌を他人に見せていると叱ったが、お姫様は、私はモスリンの着物を七枚着ているのですと言い訳した⁽¹⁶⁾。

この章にはなお、この種の話の他に、インドの絹製品とキャラコが大量にイギリスに輸入されるようになった度合いが述べられている。

3. 第三章、イギリス諸産業の不満

本書の図式は、東インド貿易の被害者は在来の羊毛工業と絹工業であり、両産業の織匠は、闘争の挙げ句1720年のキャラコ全面輸入・消費禁止令を勝ち取ったと言うものである。この闘争がトーマスのそもそもの研究主題だったであろう。この章では闘争の経済的社会的基盤を述べている。

イギリスには、14世紀からフランドルの、16世紀からワロンと低地地方の、熟練職人が移民として入り続け、ノリッジ、コルチェスタ、カンタベリ、ロンドンは「ヨーロッパの半分に着せる」大毛織物産地となった。毛織物はイギリスの富の基礎と讃えられ、国の基軸産業と見做された。一方絹工業は、17世紀後半からの、フランスで宗教弾圧を被ったユグノーの熟練工の流入によって、カンタベリやスピットルフィールズに定着した。1681年には全英で羊毛工業絹工業ほぼ同数の織匠を擁していたと言われる。そこへ、もともと香

辛料獲得のために始められた東インド貿易が、布製品の比重を急増させて、インド品を大量に持ち込んだのである。

もともとレヴァント会社は中東へイギリス産毛織物を輸出し、絹や絹製品を輸入していた。ところが東インド会社は、毛織物輸出なしに、キャラコやインド・ペルシャ産の絹を大量に持ち込んだ。価格はそれまでの3分の1から6分の1と極端に安かった。スピットルフィールズやカンタベリで、織機の数急減し、失業が生じ、織匠の飢餓が生じた。毛織物業も同様で、ノーフォーク、サフォーク、グロースタシャが特にひどかった。地主はまともな借り手には家賃を二割切り下げた。毛・絹産業周辺の諸小産業も打撃を受け、職人地域には過疎が生じたが、他方で救済の必要が増えて地主負担の救貧税率は上昇した。

ここでトーマスは、織匠層の闘争を議会で勝利させた社会的基盤を解明する。名誉革命後議会の実権を握ったのは地主だったが、折りから上昇して来た大商人は、独自の階級を形成し得ず、地主層と融合し一体化した。商人やヨーマンは土地購入や結婚を通じてジェントルマン化した。商人利害は議会で全く無視されたのではない。航海条令もそうだが、羊毛輸出禁止などは、地主が損をして商人に利を与えるものだった。スミスは商人が地主を騙したように言っているが、それは誇張であり、彼らは利益共同体を形成したことに気付いていたのである。

東インド貿易反対では、両者の利害は実質的にも一致した。地主は織匠の福祉に関心を持っていた。地主の息子がしばしば商人や職人に弟子入りしており、実家から親方になんかの金を貸し、時に家族と結婚していた。地主の息子が議会請願で商人と同調したのも不思議はない。

当初議会は姿勢を明確にできなかった。しかし次第に輸入禁止の方へ向かって行く。その初期の例が、1677年のイギリス羊毛製品を外国品の競争から守るための議会決議で、萬聖節から受胎告知日まで（つまり冬の間一馬場）、いかなる人の身に付けるいかなる衣服も羊毛製とすべしとするものであった。これに続いて、屍体を包むものは麻製でなく羊毛製とすべしとの法が成立した。これは実質的効果があった。これに続いて、当時としては高率の関税が課せられ、そうした保護のもと、1680年後しばらくは、織物業の繁栄期が来た。関税は次第に重課され、幾分かはインド品の使用を阻害したが、原価が安いために関税を支払ってもなお利益が上がった。世紀末にかけて輸入はいっそう増えていった。

4. 第四章、保護と自由貿易

この章は歴史叙述と言うよりは学説史であり、それとして大きな成果を挙げている。著者も本書の山場であることを意識しており、通常の章がほぼ5節20ページなのに、この章だけは7節30ページと書き込んでいる。

冒頭の「論争」の節は、論争を概観しつつ特徴づけ、主要登場人物も示す。いわく、17世紀後半に愛国主義の流れは広まっていたが、経済政策化しきれなかった。東インド貿易に関わる立法が繰り返されるなかで、保護主義がイギリス経済政策の頼みの綱となり、その後一世紀続いた。この立法はまた、伏在した経済原理を表面化した。何人かの才ある著作者の手で、保護主義は私利でなく国家的独立や全体的福祉のためだと明示された。彼らの熱心は反対者の熱心を導きだし、初めて自由貿易が合理的な貿易政策だと唱えられた。それは同時代には共鳴を呼ばなかったが、我々の見解では、これら才ある筆者は、近代経済理論の驚くべき先駆者なのであった。経済理論は当時急発展したが、それは学問的論争ではなく、著作者達は世界的体験とコモンセンスで書いており、経済学の論文でなく党派的パンフレットを書いていたのである。1696～1700年のキャラコ論争は、無数のパンフレットや一斉攻撃ビラで行なわれており、それらはロンドンやオクスフォードの文書館に山積している。繰り返しも多く、役に立たないものや、真面目に読めない文も含むが、その中に一部、プリンス・バトラーの半戯文のようなすぐれたものもある。

以下トーマスが取り上げた主要論者を拾っておけば、織匠の立場に立ったジョン・ポレクスフェン、彼と論争したダヴィナント、保護主義側のジョン・ケアリーとジョン・ロック、織匠派のバトラー、もっと真面目な文のT.S.とN.C.、東インド会社の首領で自由派のサー・ジョサイヤ・チャイルド、それに、トーリーの代弁者とされたチャールズ・ダヴィナントである。財宝流出を恐れる重金主義者（以前の叙述でT.ミルズやG.ミセルデンが挙げがっていた）もまた、織匠を支持した。

この辺りの記述は、標準化された経済学史の本の初めの部分に、極く簡単に書いてあることである。しかし、トーマスの書きっぷりはテキストの丸写しではない。文書の山を実際に手にとった、活々した現実感を伴っている。その現実感、最高の成果であるヘンリー・マーチン発掘からも伝わってくる。

次の節が「保護主義」。保護主義は国家を経済的実体と見なす国家主義的概念に基づく。

国を富ませ人々に職を与える国家的産業がある。イギリス商品を内外の市場から駆逐する貿易特にインド貿易は有害である。インド商品が消費者に有益でも、重商主義者は生産者利害を国家利害と同一視しているのである。保護主義者は言う。貿易のうち、国産製造品の輸出、国内製造業用原料半製品の輸入、自国貿易のために不可欠なものの輸入、航海を促進し海員を増やす貿易は有益であり、原料輸出や製造品輸入は有害である。重商主義者の理想は、富みかつ力があり、他国の力を削いで年々豊かになる国である。当時、人口が多いことは一般に良いこととされた。政治算術を行なったペティばかりでなく、重商主義者も反対派もそう考えていた。チャイルドもダヴィナントも同様だった。人口以上に雇用が重要であり、失業は繁栄の足枷とされたから、地方政府も中央政府も雇用創出を図った。貿易特にインド貿易の禁止が行なわれたのはそのためである。

三節目が「チャイルドとダヴィナントの自由貿易論」である。この二人は重商主義の東インド会社攻撃に対して会社の立場から反論する中で、結果的に自由貿易論の先駆となったと捉えられる。前提として「自由貿易」の語義が論ぜられる。フォクスウェル教授によると16・7世紀には6つの異なる意味があった。根本的には規制から自由な貿易の意味だが、規制に会社の貿易完全独占と保護関税ないし禁輸双方がある。初めの内は会社独占が問題なので、フリートレーダーはもぐり商人（インターローパー）の意味だったが、後半になると保護関税や禁輸のない事態の意味になった。上記二人は後者の意味になるが、彼らは議論を進める中で、結局国際分業論を唱えるようになる。イギリスが苦手な産業まで全部保持する必要はない。羊毛工業だってキャラコを輸入することで利を得るところもある、と。彼らは確信的自由貿易主義者ではなく、会社の都合に合わせた論者に過ぎなかった。後にもっと徹底的な自由貿易論が現れ、理論を比較生産費説におし進めた。

次の「リンネドレーパーの自由貿易擁護」は、やや迂回気味のようなのだが、当時の状況を浮き上がらせる。ドレーパーつまり中継貿易商は、キャラコの自由輸入では東インド会社と同調するが、会社からは自立した存在である。彼らはいふ。イギリスが輸入を規制すれば、キャラコはもっと自由なオランダへ行く。安いインドの綿と絹の輸入を禁じた代わりに、イギリス羊毛品を買ってくれるからといって割高のドイツの麻製品を買うのでは、イギリスは損をすることになるではないか。貿易は結局一番良い市場を繋ぐ形で行なわれる。国はこの自然的循環によって豊かになる。この説は、当時としては革命的すぎて受け

入れられなかった。

これに続く「オランダの事例」の節は、保護貿易派がフランスのコルベルチズムを、自由貿易派がオランダの自由貿易による発展をモデルにしていたと言う指摘である。当時のイギリスはまだヨーロッパから学ぼうとしていた。フランスは文明の中心であり、思想やファッションの源だった。だが経済状況は既に異なっており、フランスの貿易規制にそのままは従がえなかった。オランダは一旦キャラコは麻業に有害と抑制したがすぐ過ちに気付いて解除した。こうしてオランダは世界の覇権国富裕国となった。イギリスの東インド会社派や中継商人はオランダモデルを唱えたが、オランダは土地が狭く地主や製造業者がいない。国内産業保護を唱える重商主義者を説得できなかった。

この後に「徹底的自由貿易」が来る。この6ページに亙る長い節は、全面的に『東インド貿易の諸考察』⁽¹⁷⁾という1701年刊の無署名の本の紹介・評価に当てられる。同書は1720年に『イギリスにとっての東インド貿易の諸利益』⁽¹⁸⁾と改題され、しかし内容に変更なく、再版された。ゴールドスミス図書館は両版を持っており、トーマスは照合したようである⁽¹⁹⁾。著者名については、サー・ダドリ・ノースとする説もあったが、ノースは1691年、すなわちこの書で描かれている事態（1798～1808年の東インド会社の新旧分立のことであろう一馬場）より前に亡くなっているから、この本の著者ではあり得ないとし、マカロックを参照しつつ「さまざまな根拠から、1721年に亡くなったヘンリーマーチンがこの本の著者であることは極めてありそう highly probableなことである」とする。そして本書付論のBで、著者名考証を整理し、ゴールドスミス図書館所蔵の『諸考察』にby Henry Martyn, Esq.と書き込まれており、その書体は、フォクスウエル教授の私信によるご教示に従えば、明らかに当時の手書き体である、と補強している。

『諸考察』と『諸利益』の同一性を確認した上で著者名をここまで確認したことは、マカロックの水準を一世紀近く後に越えた、画期的貢献と見て良い。そしてこれに、内容的確な紹介と高い評価が加わっている。だが、それを全面的にここで述べると、筆者にとっては繰り返しになってしまう⁽²⁰⁾。トーマスがマーチンの如何なる論点を問題にしたかだけを簡単に拾っておくに留めよう。

トーマスによれば『諸考察』は単なる党派的パンフレットでなく、科学的精神をもって書かれ、現在われわれが根本的な経済問題と見做している多くの問題を考察している。貨

幣と富、貿易と信用の性格、禁輸と保護関税の諸結果、分業と機械利用の諸結果。これらは紹介しきれない。そこで根本的な、貿易の自然的根拠について述べているところを示す、として、マーチンの、後に比較生産費説と呼ばれるようになる議論を先駆的に解明した叙述⁽²¹⁾を丹念に紹介するのである。トーマス自身は、前に「比較生産費説」の語を用い⁽²²⁾ながら、この箇所では使っていないが。

この箇所でのトーマスの弱点を拾えば、マーチンの方法宣言がペティに由来することを見逃したことであろう。ペティの名は前に挙げているから⁽²³⁾知らなかったわけではないが、マーチンが『政治算術』の方法論の韻を踏んだという見やすい論点を見過ごした。マーチンが「スペクテーター」その他で書いた文を見れば、彼のペティ傾倒は一層はっきりしているのである。似たような学説史的知識の不足になるが、『資本論』は読んでいないようだ。分業論においてマーチンがスミスを越える優れた把握を示したことは、マカロックばかりかマルクスやマントウも指摘していた。トーマスほどのマーチン理解があれば、マルクスが実質的にはマーチンを評価しながら、その名を出さず、再版の『諸利益』でしか引用しなかった不自然に、簡単に気付いてよかったのである。

最後の節が「自由貿易はトーリー由来か？」である。これは19世紀末にアシュレーが唱えて⁽²⁴⁾以来かなりの重みを持って来た説である。ところがトーマスはこれに根本的な疑問を投げかける。トーリーと自由貿易の間にさほど関係はなく、あったとしても偶発的である。地主トーリーは貿易を嫌っていたのだから、アシュレーの問題提起自体逆説的である。トーリーは対仏貿易の時にはホイッグ以上に自由貿易を主張したが、それは政治的一時的なもので、対仏禁輸に反対したのは王の関税収入が減るのを恐れたからである。対仏貿易は政治的で対印貿易は経済的であり、経済的利害の面では両党間に一致があった。東インド会社は自由貿易論だがそれは私利の主張である。マーチンの徹底した自由貿易主義は彼のホイッグ主義とは関係がない。チャイルドやダヴィナントは東インド会社系、同じく自由貿易派のノースはトルコ会社系だった。経済的利害は党派的というより私利的だった、云々。ここは筆者には当否判定しきれないが、短いけれど重要な問題提起として読むべきであろう。

5. 第五章、インド繊維品輸入の禁止

以下三章は1720年のキャラコ全面禁輸令の成立に至る政治過程の歴史であるが、叙述はさほど単線的ではない。

まず第五章では、1700年法の成立過程を扱う。名誉革命後東インド会社は政治的後楯を失いつつあった。チャイルドはトーリーだったが、1695年にはホイッグが政権を取った。彼らの態度はまだはっきりしなかったが、インド産キャラコと絹の流入は織匠を圧迫し、織匠達はホイッグにしるトーリーにしる、商人を信用していなかった。1696年、絹織工やウーステッド織工・同紡工の一団が、東インド貿易反対の議会請願を行なった。請願は好意的に受領され、委員長ホバート自ら法案を執筆した。3月10日、下院にインドおよびペルシャ産の絹や染色キャラコの輸入を禁止する法案が上程された。記録がなくして審議過程が詳しく判らないが、まもなく上院でも公聴会が開かれた。ここには、織匠層ばかりか関連群小産業が法案の必要性を訴えたが、中継貿易商やキャラコ捺染業、小加工業の法案反対の声もあった。結局法案はトーリーの多い上院を通らなかった。これには東インド会社の影響があったかも知れないとトーマスは言う。11月に新法案の作成が始まり、すぐに読会が行なわれて、前にも増した多くの意見が述べられた。修正案が出され、大差で可決された。そこへ理由の判らない審議停滞があり、議会がサボるとの噂が流れて、翌年1月に5,000人のデモが行なわれた。下院や東インド会社に乱入し、いささかの損害が出た。この織匠蜂起は効果があり、一票差で下院を通過し上院に送られた。上院はこれに12の修正を加えたが、下院がこれに応ぜず、両院協議でも調整出来なかった。結局、上下両院とも法案には賛成のままで法は不成立に終わった。そこで織匠の蜂起がまた起こり、東インド会社やチャイルド邸を襲うといった暴動が何回かあって、護衛兵が群集に発砲して死者が出たこともあった。チャイルドが1699年に亡くなったので、向後議会は反会社立法を行ない易くなった。

1696年から、イギリスの産業は繁栄していた。1698年、政府に資金を提供するとした自由インド商人が新東インド会社を創ることを認められたが、同社は織匠層の期待に反して、まもなくキャラコ輸入を始めた。しばらくは、新旧両会社にもぐり商人も加わって、記録破りの輸入が行なわれた。これが問題となり、下院で新法が準備された。タイトルは変わったが、基本的には以前の法と同様で、国内捺染キャラコを規制から除外し保税倉庫

を準備する、の二点が大きな変更だった。この法は急速に成立した。1700年1月8日に下院が委員会に新法準備を命じ2月13日には成立した。立法の方式はフランスの1686年法を真似たものだったが、モスリンと白地キャラコを適用除外にしたところに、イギリス流の実際主義精神が現れていた。

6. 第六章、キャラコ貿易の運命

この章ではまず成立した法の効果を見る。産業が繁栄したという記録もあるが織匠間にすぐ不満の声が挙がっており、白地キャラコが減税されて安くなり、植民地のイギリス毛織物市場を食い潰したとかオランダから密輸入されたとも言われている。東インド会社は当初、このような法が長続きするはずはないと見通していたが、結局発注量を抑制した。捺染用白地キャラコとファスチアン用の綿糸の需要は増え続け、モスリンは関税率が一律だったので、高級品の需要が増えた。こうした需要構造の変化を反映して、支店ごとの発注量に変化した。

これに続いて、イギリスにおけるキャラコ捺染業の発展が詳しく述べられる。それは1676年からあったと言われるが、1696年に至ってもまだ製品が洗濯が出来ない程度の技術だった。1690年にリチモンドのオールドディアパークで、イギリス最初のキャラコ捺染工場が出来た。この年フランス人ルネ・ジレにキャラコ捺染の特許が与えられた。この人物はしばしばフランスユグノーと間違えられるが、実はフランスのローマンカトリックである。彼がイギリスに来たのは宗教弾圧のせいではなく、1686年の厳しい禁輸令のせいであり、イギリスに渡る前にはオランダで捺染技術を学んでいた。彼に続いて、フランスのローマンカトリックが続々とイギリスでキャラコ捺染業を開いた。立法がキャラコ捺染業者の福祉を軽視したのは、彼らがフランス系でカトリックと二重に嫌われる存在だったからである。用いられた捺染技術は、結局インドに太古からあるものだった。1742年、カルドゥ神父のカトリック使節団がヨーロッパに持ち込み、その技術は20世紀初頭の化学染料の開発まで続いた。オランダが最初にこれを学び、フランスとイギリスが吸収した。染色品はインド産として売られ、インド風のデザインだった。因にこの神父は、インド=ヨーロッパ人種の概念を提示したことの方で有名である。イギリスで捺染業が発展し、キャラコ輸入が増えた。政府や毛織工は捺染業を圧迫することが国民的利益だと思っていた。しかし捺染業

は発展し、設備や資本家的会計の上で極めて合理的な企業が輩出した。

この後この章では、イギリス綿工業の開始、キャラコ人気の増大、密輸の成長の三点を扱う。イギリスにおける純粹の綿業の開始は、種々探索されたが、本書の対象とする期間には結局起こらなかった。キャラコの流行は階級によって着るものが違うために、さまざまな言い方がなされているが、結局イギリス製繊維品の使用を減らした。キャラコ使用は上品だと思われ、絹製品並みになった。密輸入は確かにあったが、その量は統計的に把握出来ず、一般には誇張されている。

7. 第七章、如何にして保護主義は最後の勝利を得たか

初めに概論。保護主義がイギリス経済政策の基盤となると、ただちにその有害性が現れた。商業・産業への国家介入が起り、毛織物産業の利害で周辺群小産業を圧迫するようになった。捺染業は毛織物業以上に繁栄したが、毛織物業はこの状態を許せず、1720年には議会立法によって、綿織物の輸入のみならず国内消費まで禁止しようとした。だがそのためには織匠達は闘わねばならず、まず暴動その他非合法的な形を取り、これは消費者と対立した。ついで大量のパンフレットや新聞で扇情的な論争をせねばならなかったが、かつてのキャラコ論争と比べると、量的には増えたが内容は繰り返して、科学性がなかった。その証拠に、自由貿易派の文章は『諸考察』の再版が『諸利益』として出たこと他にはなかった。ただこの1720年の保護立法には誤解が多く、それがマンチェスタの利害によるものなどといった解説が罷り通っているので、多少詳しく分析しておく必要はある。そこで織匠暴動、織匠の苦情、立法過程、と考察する。

以下細かく取り上げる必要はない。お話として面白そうなところを拾っておく。1719年6月、ジャコバイトの記念日を期して、スピットルフィールズの織匠達がロンドンに2,000人のデモを掛けた。デモ隊には織匠のほか、掏摸、押込強盗、やくざなカトリックやジャコバイトが混じっていた。彼らは街道を歩きながら、出会った女性に硝酸を掛け、着ているキャラコを剥ぎ取った⁽²⁵⁾。市長は城門を締め、騎馬兵が刃向かった群集二人の首を切った。織匠達は行進してキャラコ加工場を壊し、何人かは検挙されて牢屋送りになった。翌日も織匠は小集団で町を歩き、キャラコを着た女を手荒く小突いたので、発作を起こしたり流産したものが出た。その翌日にも同様のことが起り、護衛兵は大砲を打ったので大

怪我が出た。多くの新聞は織匠が悪いとし、キャラコは貧困の原因ではないとしたのもあった。デフォは職匠を支持したが暴動は悪いと書いた。7月8日には同様の騒動が繰り返し報じられている。特に女性達が織匠に酷く扱われた。7月29日には、スピットルフィールドで織匠が集会を開いているところへ、キャラコを着た婦人三人が馬車に乗って現れ、集会の周りを駆け巡った。織匠達は彼女らを止めて、鶉の羽根でも剥ぐようにキャラコをむしり取った⁽²⁶⁾。だが、騒ぎは暑い薄着の季節だけで、10月以後には続かなかった。ノリッジの織匠がスピットルフィールドに同調すると言う噂があったが、彼らはロンドンには来じまいだった。

問題の中心は失業で、実際織機の数急減した地方があちこち現れた。男子熟練工が、女子供を地元の救済に任せたまま、フランスや、時にスイスまで流出し、国力を弱めると心配された。

暴動が起こったころ議会は休会中だったので、上院の貿易植民委員会が請願を受け付け、反対派の意見も徴するなど柔軟に対応した。12月12日報告書を作成したが、キャラコは確かに有害だとし、キャラコ捺染業の利害は無視した。この間議会が開会し、請願は各地から90に及んだ。産業毎、職種毎に別れ、羊毛価格が下がったのに救貧税率が上がったとの地主の訴えや、全く無関係な地域の扇動家の文章も混じっていた。2月12日、委員会はグレートブリテンおよびアイルランドで生産されたものを除き、総ての捺染キャラコ・リンネルを衣服並びに家具に用いることを一定期間禁止することを決議し、ウォルポールらに法案作成を依頼した。法案は3月1日上程され、下院はすぐに通った。上院は東インド会社の利害を考慮するために6週間猶予期間が要るとし、会社は実際にある程度特権を付与されたのだが、この猶予に対しても3000人のデモが起こった。法成立の後、織匠達は法のせいで事業が好転したと唱えたが、実は不況が終わり、冬期に入ったせいであった。

最後の節が「禁止とその後」と題されている。法が成立したので政治的気運は鎮静した。法文は1700年法より単純で、1722年12月25日以降、英国内では、総ての衣服と寝台・椅子・ソファ等の家具に、捺染キャラコの使用を禁止する、と言うものである。この禁止は造花にまで及んでいる。しかし、モスリン・ネクタイ・ファスチアン、および全体が青に染色されたキャラコは法の規制を受けない。違反者は罰金、売ったものは罰金の他店舗没収である。同時にフランスでも禁止が強められ、キャラコを使って良いのはオランダだけに

なった。もっとも、そうは言いながら、フランスでは貴婦人が使用していたし、イギリスでも1723年に使った例がある。デフォは言った「王も議会も、二つのこと、つまり、われわれの情熱と我々のやり方 *our passions and our fashions* は統治出来ない」。1728年には、この法は所期の成果を挙げていないと見做された。実際、上質品はモスリンの名で輸入出来たし、チンツは輸入禁止だったが、有名俳優が姿絵をインドにいる友人に送り、お礼にチンツ製のベッドを貰い、しばらく楽しんだ後に、密告があったとして没収され、密輸木材として破棄されたそのベッドを持ち帰って使った、などと言う話もある⁽²⁷⁾。初めは捺染業にも害があったが、やがてファスチアンやリンネルも染めるようになり、イギリスの技術がオランダやインドの技術を超えた。織匠達は視野が狭く、麻の染色にも反感を抱いたが、1735年のマンチェスタ法は捺染ファスチアンを1720年法の例外と認めた。1764年、ピール首相の祖父のロバートピールが、キャラコ染色の大工場を作った。それでも法的規制は19世紀半ばまで維持された。

IV. むすび

本書は、重要でありながら案外知られていないイギリス史の一面を扱っている。視角は斬新で構図は安定している。挙げた資料が多く、しかもところどころに資料批判があることから、実証性も高いと見て良い。純学問的な意味でも学ぶべきところが多いのである。

しかし筆者の印象に特に強く残ったのは、著者のシャレたユーモア感覚と、おそらくそれを支えたであろう教養の豊かさである。それをいくつか指摘することでむすびとしよう。

モスリンがあまりに薄いので、七枚も着ていたお姫様が裸と間違えられて叱られたなどは、多分インド人でなければ知らない冗句であろう。マコーレーがダヴィナントを指して無原則で悪意ある政治家だと言ったのはマコーレーがホイッグ的偏見を持っていたためだ、と庇った⁽²⁸⁾のは、あるいはトーマスがベイリオル・カレッジでダヴィナントの後輩に当るせいか。そう言えばトーマスは、チャールズ・ダヴィナントの父、第二代桂冠詩人のウィリアム・ダヴィナントがシェクスピアの婚外子だという伝説をわざわざ注記していた⁽²⁹⁾。その典拠がDNBで、今のODNBがこれをムキになって打ち消そうとしているのも面白いが、トーマスはダヴィナントに親近感を持っていたのではないか。

ヘンリーマーチンの著者名考証も立派なものだが、マーチンの理論的貢献を、He

“builted better than he knew”と要約して見せたのは、文学的素養の現れであろう。これはエマソンの詩にある、ミケランジェロが聖ペテロ大聖堂を改築した時、自分が考えていたより良いものが出来たと讃えた句だとのこと⁽³⁰⁾。それを易々と使って見せたのである。文学的素養と言え、今回の紹介からも判るように、トーマスはデフォにしばしば依拠していた。その極めつけが、最終章の引用である。いわく、「王も議会も、パッションとファッションは統制出来ない」⁽³¹⁾。

註

- (1) 馬場宏二『『資本論』の一文献』大東文化大学経済研究所 Working Paper, No. 22, 2002年、のち馬場宏二『マルクス経済学の活き方』2003年、御茶ノ水書房、第14章：馬場宏二「ヘンリー・マーチンの経済学」大東文化大学経済研究所 Working Paper, No. 25, 2003年、のち馬場宏二『もう一つの経済学』2005年、御茶ノ水書房、第5章：馬場宏二「マーチン“変説”の探究」大東文化大学『経済論集』第85号、2005年7月。
- (2) P.J.Thomas, *Mercantilism and the East India Trade*,
- (3) 参照、馬場宏二「富概念の推移」『経済研究』第20号、2007年3月、98ページ、註(33a)。
- (4) 馬場前掲『もう一つの経済学』、101～111ページ。
- (5) J. R. McCULLOCH, *The Literature of POLITICAL ECONOMY A CLASSIFIED CATALOGUE*, London 1845. P. 102
- (6) Christine Macleod, Henry, Martin and the Authourship of ‘considertions upon the East India Trade’ in *BULLETIN of THE INSTITUTE OF HISTORICAL RESERCH*, vol. LVI, 1983.
- (7) 高橋誠一郎『重商主義経済学説研究』1932年、改造社、61ページ。
- (8) 久保芳和「『東印度貿易に関する諸考察』にあらはれた匿名者の経済思想」大阪商大『経済学雑誌』12-4/5, 1949年11月。
- (9) 小林昇「十八世紀の自由貿易思想—CONSIDERATIONS on the East India Trade (1791)—の学説的位置について」、小林昇『古典派経済学の研究』1956年、山本書店。
- (10) <http://www.Palai.com/personalities/thomas.htm>
- (11) P. J. Thomas, *The Growth of Federal Finance in India*, 1939.
- (12) Thomas, P. J., RamachriShnan, K.C., *Some south India Village*, 1940.
- (13) ポール マントー／徳増栄太郎・井上幸治・遠藤輝明訳『産業革命』1964年、東洋経済新報社。
- (14) *British Merchant* 紙による。参照、馬場前掲「マーチン“変説”の探究」76ページ。
- (15) 東洋文庫の邦訳『東方見聞録2』では、該当する地方は「ムトフィリ王国」で、賢明な女王が統治し、ダイヤモンドが取れるとある。末尾に「他に比類のない良質でりっぱな硬麻布が織造されている。むろんそれだけに値段もたかい。わたくしの見た所では、ライン地方特製の亜麻布によく似

ている」(191ページ)とあるのがモスリンを指しているのであろうか。

- (16) *Mercantilism and the East India Trade*, *op. cit.*, P. 33.
- (17) *Considerations upon the East-India Trade*, London, A. & J. Churchill, 1701.
- (18) *The Advantages of East-India Trade to England considered*…、London, Roberts, 1720,
- (19) トーマスの照合は、引用ページが原本両版と合っているから、原本を見ながらきちんと行なったと見て良い。ただし、総ページを80ページとした(Thomas, *op. cit.*, P 88)のは128ページの誤りである。ここだけは、彼はマカロックの復刻版で間に合わせたようだ。
- (20) 参照、前掲馬場「『資本論』の一文献」。
- (21) *Considerations*…、*op. cit.*, pp 55-56.
- (22) Thomas, *op. cit.*, p.77.
- (23) *op. cit.*, p.74.
- (24) Sir William Ashley, The Tory Origin of Free Trade in *the Quarterley Journal of Economics* July, 1897.
同論文は末尾に数行を加えてWilliam Ashley *Surveys Historic and economic*, 1900に再録されている。
- (25) Thomas, *op. cit.*, p.141.
- (26) *op. cit.*, p.145.
- (27) *op. cit.*, p.162.
- (28) *op. cit.*, p.71.
- (29) *ibid.*
- (30) この由来については、大東文化大学経営学部時代同僚だった、佐藤史子教授の探索ににご教示を得た。
- (31) Thomas, *op. cit.*, p.161.